

社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金 【Q & A】

【補助事業への申請に関すること】

Q 1 - 1 補助事業への申請期限は？（令和5年11月22日一部変更）

A 1 - 1 令和6年2月9日17時必着です。

申請期間内であっても、予算額に達した場合は、受付を終了します。

（事前予告はありません）

なお、記載内容の著しい不備及び不足書類がある場合には、申込みを受け付けられない場合がありますので、余裕を持ってお申し込みください。

Q 1 - 2 令和4年度・5年度に交付決定を受け事業を実施している事業者（完了を含む）は応募できるか？（令和5年11月22日一部変更）

A 1 - 2 すでに交付決定を受けた事業所・施設分の申請はできませんが、それ以外の事業所・施設分については、申請可能です

ただし、同一建物内に、すでに交付決定を受けた事業所・施設がある場合は、申請はできません。対象かどうかご不明な場合は、個別にご相談ください。※Q&Aの7もご確認ください。

【補助対象者に関すること】

Q 2 本社が長野県外にある場合でも、補助対象者となれるのか？

A 2 省エネ設備や再エネ設備を更新等する事業所・施設（以下「事業所等」という）が県内にあれば補助対象者となります。

Q 3 事業所等が店舗と住居を兼ねている場合、補助対象者となれるのか？

A 3 事業の用に供する設備が補助対象であることを鑑み、事業の用として明確に当該設備を使用している場合に限り、補助対象者となることができます。

（例：個人事業主で、「1階が店舗、2階が住居」と明確に区分できる場合は、1階部分を補助対象として申請することができます。）

【補助対象事業に関すること】

Q 4 - 1 補助対象となる省エネ設備は？

A 4 - 1 次に掲げる設備が補助対象となる設備です。

- ① 空調（冷暖房）設備（業務用エアコン等）（既存設備の更新に限る）
- ② 換気設備（全熱交換器）（既存設備の更新に限る）

- ③ LED照明設備（人感センサー付きを含む）（既存設備を新たにLED照明設備へ交換する場合に限る）
- ④ 冷蔵・冷凍設備（業務用冷蔵・冷凍庫等）（既存設備の更新に限る）
- ⑤ エネルギー管理設備（EMS、凍結防止ヒータ用節電器）（新設する場合に限る）※増設は除きます
- ⑥ 恒温設備（チラー（冷却水循環装置）、ヒートポンプ式給湯器、高性能ボイラ）（既存設備の更新に限る）
- ⑦ 熱電併給設備（高効率コージェネレーション）（既存設備の更新に限る）
- ⑧ 電気制御設備（変圧器、産業用モータ）（既存設備の更新に限る）
- ⑨ 窓（Low-E複層ガラス、トリプルガラス、真空ガラス）（木製、樹脂製、アルミ複合製又はアルミ樹脂複合製のサッシを含む）（既存設備の更新に限る）

ただし、設備ごとに補助要件が異なりますので、詳細は社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱別表3を確認してください。

Q4-2 補助対象となるJIS規格の確認方法は？

A4-2 補助対象設備は要綱別表第3のとおりですが、規格について、「JIS●●で定める▲▲」と記載されている場合は、記載のJIS規格で引用しているJIS規格（記載のJIS規格の一部を構成する別のJIS規格）への適合等であっても、要件を満たしているものとして、対象になる場合がございます。

例）施設用LED照明器具の場合

定義：JIS C 8106で定める施設用LED照明器具

規格への適合等の一例：JIS C 8106の一部を構成するJIS C 8105-3への適合が確認できる場合は、規格等の要件を満たすものとする

また、JIS規格への適合の確認方法については、JISマークの表示（商品ごとにJIS規格を取得している場合）によるほか、メーカーによる自己適合宣言書等によりJIS規格が確認できる場合も補助対象となります。

※ご不明な点は個別にご相談ください

Q5 省エネ設備の補助額の算出方法は？

A5 補助率は下記のとおりです。

- ・補助対象経費が150万円以下の場合は、補助率2/3以内
- ・補助対象経費が150万円を超える部分は、補助率1/2以内

ただし、社会福祉施設は、補助対象経費の額に関わらず補助率3/4以内
また、補助下限額及び補助上限額は下記のとおりです。

- ・ 下限額50万円（補助金額が50万円を下回る場合は、補助対象外）
- ・ 上限額500万円

※事業の実施単位については、Q7もご覧ください。

（例：補助対象経費が350万円の場合）

- ①補助対象経費150万円以下の部分 $150 \text{万円} \times 2/3 = 100 \text{万円}$
 - ②補助対象経費150万円を超える部分 $(350 \text{万円} - 150 \text{万円}) \times 1/2 = 100 \text{万円}$
- ⇒補助額は、①+②=200万円

Q6 太陽光発電システムの補助額の算出方法は？

A6 太陽光パネルの最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の出力に1kW当たり4万円を乗じて算出します。

（例①）太陽光パネルが18kW、パワーコンディショナが15kWの場合： $15 \times 4 = 60 \text{万円}$

（例②）太陽光パネルが5kW、パワーコンディショナが9kWの場合： $5 \times 4 = 20 \text{万円}$

Q7 事業を実施する単位は？

A7 事業は、事業所等の単位ごとに実施してください（医薬品店舗販売業の許可店舗の場合は、店舗の設置者の単位ごとに実施）。なお、同一建物内に補助事業を実施する事業所等が複数所在する場合は、当該事業所等のうちのいずれか1つが事業を実施するものとしてください。つまり、同一建物内に複数の事業所等が所在したとしても、上限額が事業所等の数に応じて引き上がるわけではありませんので、ご注意ください。

※ただし、申請は法人等で全事業所分を取りまとめて行ってください。

【例示】

1つの建物（甲）にA、Bと複数の事業所がある場合、建物（甲）全体をAの事業として申請してください。さらに、Aが別の建物（乙）にも事業所を有していた場合は、建物（甲）と建物（乙）の合算したA事業に上限額・下限額が適用されます。

また、同一建物かどうかは、外観や構造等を総合的に考慮し、一体として利用されていれば同一建物として取り扱います。具体的には、屋根と壁のある渡り廊下で連結されている場合や壁や床を建物同士で共有している場合などが該当しますが、判断がしにくい場合は、お問い合わせください。

Q8 みなし大企業の定義とは？

A8 中小企業者のうち以下のいずれかに該当する者となります。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所

有している

- イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている
- エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウに該当する中小企業者が所有している
- オ アからウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている

※ 大企業とは、中小企業支援法で規定される中小企業者以外の者をいう。

※ ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって前頁のみなし大企業の規定を適用しません。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

Q 9 本補助金を活用して、省エネ設備や再エネ設備を複数同時に更新、導入することは可能か？

A 9 可能です。

ただし、補助下限額50万円及び補助上限額500万円は変わりません。
また、申請は同一事業所等で1回限りです。

Q 10 現在、設備導入工事をしているが、補助の対象となるか？

A 10 補助の対象となる事業は、未着手のものに限ります。

なお、補助事業の実施に当たっては、交付決定後に事業に着手するようにしてください。ただし、申請書類の提出後、知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、交付要綱第12条第2項により、あらかじめ交付決定前事前着手届出書（様式第7号）を提出した上で、事業に着手してかまいません。

Q 11 「事業の着手」とは、何をもって「着手」とするのか？

A 11 対象設備の購入や取付け等を施工業者へ申し込むことをもって、着手とします。

Q 12 「事業の完了」とは、何をもって「完了」とするのか？（令和5年11月22日一部変更）

A 12 設備設置等を行う施工業者への支払い完了をもって、完了とします。

Q 1 3 国や県、市町村等からの補助がある場合、この補助も併せて受けられるのか？

A 1 3 本補助金以外の補助金、負担金その他相当の反対給付を受けない給付金との併用はできません。また、長野県が行う省エネ家電切換え緊急支援事業（信州省エネ家電購入応援キャンペーン）との併用もできません。

Q 1 4 導入設備が中古品の場合でも、補助対象となるか？

A 1 4 中古品の場合、性能値を客観的に検証することが困難であることから、補助対象としていません。

Q 1 5 新築又は増築する場合に補助対象となるか？（令和5年11月22日一部変更）

A 1 5 新築又は増築する事業所等に導入する設備は、補助対象となりません。
この事業は、これまでのエネルギー使用状況と比較し、エネルギーコストを削減することを主目的としていますので、これまでの状況と比較することのできない新築・増築については対象となりません。

Q 1 6 リース契約による設備導入は、補助対象となるか？

A 1 6 補助対象となりません。

Q 1 7 事業所等を賃貸借契約により利用している場合には、補助対象となるか？

A 1 7 省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行う事業所等のエネルギー（電気、ガス等）使用量を把握することができる場合（事業活動温暖化対策計画又はエネルギーコスト削減等計画書を提出できる場合）に限り、補助対象となります。

この場合、実施計画書へ社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金設備設置承諾書（様式1-4号）を添付してください。

Q 1 8 事業所等に併設する倉庫や車庫（ガレージ、カーポートなど）の屋根上や、敷地内に野立てで設置する太陽光パネルは補助金の対象となるか？

A 1 8 事業所の敷地内の設置で、電力が事業所に供給されるのであれば補助対象となります。

Q 1 9 同一敷地内に建物が2棟あり、片方の建物にだけ太陽光発電設備が設置されています。もう一棟に太陽光発電設備を設置する場合は補助対象となるか？

A 1 9 電気の引き込みが同一である敷地の場合増設とみなすため、補助対象となりません。

【事務手続に関すること】

Q20 応募をすれば、必ず補助が受けられるのか？

A20 補助金の交付については、提出された計画書等の審査のほか、必要に応じて現地調査などを行い、事業内容が補助要件等に適合しているかを審査し、予算の範囲内で決定しますので、必ずしも補助が受けられるとは限りません。

Q21 設備の更新等の際して、一般競争入札など交付要綱第9条第3号に定める手続により難しい場合はどうすればいいか。

A21 適正な事業費による執行のため、少なくとも、複数（2者以上）の事業者から見積書を徴取してください。

Q22 更新等を行った設備は何年使用しなければならないのか？途中で故障した場合は廃棄できないのか？

A22 事業者は、補助事業により取得し、又は更新した設備等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。

また、処分制限期間（耐用年数期間）を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。

【事業活動温暖化対策計画書等に関すること】

Q23 事業活動温暖化対策計画書について教えてください。

A23 事業活動等により排出される温室効果ガスの削減を図るため、事業所等から排出されるCO₂を「見える化」し、策定した計画に基づき削減を目指す制度です。制度の概要や提出様式につきましては県のHPをご確認ください。
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/gaiyou.html>)

また、ヘルプデスクを設置していますので、不明点がありましたらお問い合わせください。

対応窓口：ヘルプデスク（中外テクノス株式会社）

連絡先：026-262-1793 又は 026-262-1794

メール：naganoco2@chugai-tec.co.jp

Q24 何故、事業活動温暖化対策計画書を提出しなければならないのか？

A24 事業活動等によって排出されるCO₂を一定期間「見える化」することにより、今回の設備更新等に伴いどの程度のCO₂が削減されるかを把握していただき、引き続き計画的にCO₂排出量の削減に取り組んでいただくためです。
なお、長野県地球温暖化対策条例に基づき、令和5年度に計画書をご提出

された事業者は令和5年度から令和7年度までの実施状況について報告書をご提出いただきます。

Q25 事業活動温暖化対策計画書の作成に当たり、事業活動等で使っているエネルギーが把握できない場合はどうすればいいか。

A25 基本的には電気代やガス代などの光熱費の請求書や領収書に記載された使用量を記載していただければ、計画書を作成することができます。ただし、事業所等の光熱費が住居と一緒にになっている等、事業で使用した分を切り分けて算出できない場合は、ゼロカーボン推進室にご相談ください。

Q26 令和5年度の事業活動温暖化対策計画書の提出方法及び提出先について教えてください。（令和5年11月22日追加）

A26 電子メールにて以下の提出先に提出してください。

事業活動温暖化対策計画書ヘルプデスク（中外テクノス株式会社）

E-mail naganoco2@chugai-tec.co.jp

TEL（直通）026-262-1793、026-262-1794

Q27 事業活動温暖化対策計画書や実施状況等報告書の様式は、どこで入手できますか？

A27 制度の概要や提出様式につきましては、県のHPをご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/gaiyou.html>

Q28 介護サービスを行う事業所や施設は、エネルギー使用量の算入の対象となるか？

A28 通所系の事業所については、算入の対象となります。

他方、有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームといった施設については、専ら入所（居）者の生活のためにエネルギーを使用していることから、対象外となります。なお、有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームと通所系の事業所を併設している場合は、通所系の事業所にかかるエネルギー使用量のみを分割して算入します。

ご不明な場合は、ヘルプデスクへお問い合わせください（Q23参照）。

Q29 従業員数とは？

A29 従業員数とは「常時使用する従業員」を指します。

「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員とします。具体的には参考をご参照ください。

パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断されます。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しません。

なお、従業員数は申請者である事業者単位で判断し、事業所単位では判断しませんのでご注意ください。

【参考】労働基準法（昭和22年法律第49号）

（解雇の予告）

第20条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

3 前条第2項の規定は、第1項但書の場合にこれを準用する。

第21条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第1号に該当する者が1箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第2号若しくは第3号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第4号に該当する者が14日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 2箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者